

【保管場所証明申請書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、
 0 (ゼロ) とO (オー)
 1 (イチ) とL (エル)
 2 (二) とZ (ゼット)
 等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】保管場所の所有者が、
 申請者本人である場合
 →「自己」
 申請者以外である場合
 →「他人」
 申請者を含む複数人の共有である場合
 →「共有」
 に○印を付けてください。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行なった方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789	長さ 480 幅 180 高さ 210 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	鳥取県鳥取市東町7-7-7		
自動車の保管場所の位置	鳥取県鳥取市東町8-8		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
令和8年2月4日			
鳥取 警察署長 殿	住所	〒(680-▲▲▲) 鳥取県鳥取市東町7-7-7 電話 0857-23-●●●● 警察 大郎	
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年	月	日	警察署長 印
※ 自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。 使用権原 <input checked="" type="radio"/> 自己・他人・共有 <input type="radio"/> 連絡先 氏名 申請一郎 新規登録番号等 前車 鳥取987お6543 <small>(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であつて申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用的本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。</small> <small>(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。</small>			

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】申請に係る自動車を、申請に係る保管場所に
 新規又は追加で保管する場合→「新規」
 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」
 に○印を付けてください。

【※】「代替」を選択した場合には、
 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
 「現車」欄に、申請に係る自動車の登録番号を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であつて申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用的本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。